

1. 景観重要公共施設の指定制度の概要等について

(1) 景観重要公共施設の指定の概要

道路、河川、都市公園、漁港等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物と共に、地域の景観を構成する重要な要素の一つであります。景観法では、そのような公共施設とその周辺が一体となって景観形成を進めることができるよう、景観行政団体（うるま市等）が、当該自治体の景観計画に地域景観の良好な形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定することができるとしています。

(2) 景観重要公共施設の整備方針等

景観法第47条は、「景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない」と規定しており、例えば道路については、無電柱化の実施や舗装素材、街路樹の選定、街灯、柵など沿道の地域景観に合わせた整備を図ることができることになっています。

また、景観重要公共施設の指定では、整備方針以外に、道路等の占用許可基準についても定めることができ、例えば道路占用物（下水道マンホール蓋や電柱等）の形態意匠について、景観に配慮する対象として位置づけることも可能となります。

なお、景観重要公共施設として指定された施設の管理者は、自治体の景観計画に定められた当該施設の整備方針等について必要な協議を行うため、景観法第15条の規定により景観協議会を組織し、必要に応じて当該協議会に係る行政機関や地域住民を加えることができるとなっています。

(3) 施設管理者の同意について

道路等の景観重要公共施設の指定にあたっては、景観法第9条第4項の規定により、景観行政団体は当該施設の管理者（沖縄県等）とその整備方針等について協議を行い、同意を得る必要があります。

また、施設管理者から景観計画に景観重要公共施設として位置づけるよう、要請することも可能となっています。

(4) その他

現在沖縄県では、糸満市及び浦添市が景観重要公共施設の指定を行っています。

《 糸満市 》

- ①国道331号線 ②県道糸満与那原線 ③市道（2路線）
- ④公園（山嶺毛公園等） ⑤糸満漁港

《 浦添市 》

- ①県道浦添西原線

2. 景観重要公共施設指定の検討について

(1) 景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設

・道路法による道路

・河川法による河川

・都市公園法による都市公園

・海岸保全区域等に係る海岸

・港湾法による港湾

・漁港漁場整備法による漁港

・自然公園法による公園事業に係る施設

・津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設

・その他政令で定める公共施設

⇒土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設

下水道法による下水道

森林法による保安施設事業に係る施設

都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地

特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設

砂防法による砂防設備

地すべり等防止法による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設

皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

(2) 景観計画における定め方

「景観重要公共施設の整備に関する事項」および「景観重要公共施設の占有等の許可の基準」の2点を定めることができる。

それぞれの定め方については、一義的・定量的な基準と、裁量的・定性的な基準とする場合が考えられる。

【整備に関する事項の定め方の例】

①道路の舗装について

〔一義的・定量的な基準例〕材料は自然素材（御影石又はそれに類するもの）を使用する。
〔裁量的・定性的な基準例〕沿道のまちなみを引き立てるような材料及び色彩とする。

②照明柱、標識・信号柱、横断防止柵、車止めについて

〔一義的・定量的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、色彩をダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着いた色彩とする。

③植栽及び街路樹について

〔一義的・定量的な基準例〕街路樹は地区のシンボルである「ヤナギ」とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕街路樹は沿道のまちなみを引き立てる樹種を採用する。

④案内サイン・ベンチ等ストリートファニチャー

〔一義的・定量的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は高さを 1.5m 以下とし、自然素材を使用する。
〔裁量的・定性的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は沿道のまちなみと調和する規模とし、まちなみと調和したデザインの配慮を施す。

【占有等の許可の基準に関する例】

⑤バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器

〔一義的・定量的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、色彩はダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。
〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着いた色彩とする。

3. 景観重要公共施設の指定等

良好な景観づくりを進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要であり、その為に、景観形成上、特に重要な公共施設（道路・公園・河川等）を景観重要公共施設として指定し、その整備に関する事項を定めます。

4. うるま市における景観重要公共施設の指定

(1) 指定地域

本市勝連南風原地域及びその一部周辺とします。

(2) 目的

勝連南風原地域は、世界遺産「勝連城跡」のお膝元にあたることから、世界遺産の歴史的風格を維持しつつ、そのことにより観光地として一層の魅力を高めていくため、本市の中でも特に良好な景観づくりが求められています。

本市ではこのような状況を背景に、勝連城跡周辺に相応しいまちなみ景観の創出及び保全を目的として、平成27年10月1日に景観法に基づく「景観地区」の指定を行っております。

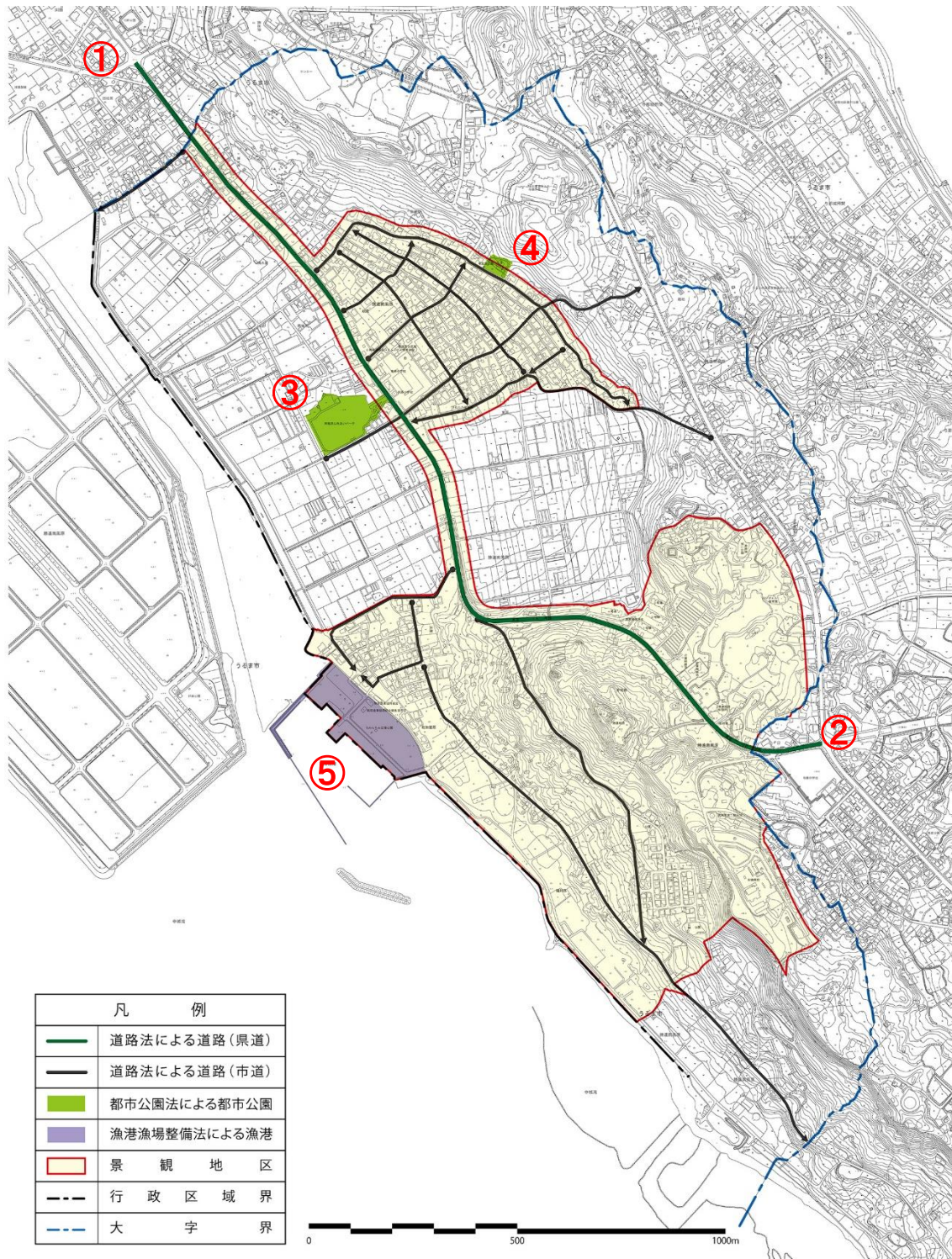
また、建築物のみならず、道路や公園、河川等の公共施設が景観形成に与える影響は非常に大きいことから、以下の施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、建築物と一体となった良好な景観づくりを推進していきます。

なお、県道16号線については、うるま市景観計画において、景観重要公共施設の指定候補として位置づけられています。

① 景観重要公共施設の一覧

名称	指定範囲(指定区間)
道路法による道路	
県道16号線	川田交差点(次頁別紙図①)～与勝中学校交差点(次頁別紙図②)
集落内市道	次頁別紙図参照
都市公園法による都市公園	
南風原ふれあいパーク	次頁別紙図③
南風原公園	次頁別紙図④
漁港漁場整備法による漁港	
南原漁港	次頁別紙図⑤

②景観重要公共施設位置図(別紙図)



(3)その他の指定候補(うるま市景観計画より)

①伊計平良川線(県道10号線)

②沖縄石川線(県道75号線)

5. 景観重要公共施設の整備等に関する方針

(1) 道路

① 県道16号線(管理者:沖縄県)

県道16号線は、本市の世界遺産である「勝連城跡」へのメインアクセス路として、市内外からの誘客機能を多いに果たしていることから、世界遺産の周辺にふさわしいシンボルロードとしての景観の形成を積極的に図っていく必要があります。

また、南風原景観地区(景観法第61条)と一体となり、地域の良い景観を形成していく上で重要な役割を果たします。

② 集落内市道(管理者:うるま市)

南風原集落内市道は、県道16号線と同様、南風原景観地区と一体となり、地域の良い景観を形成していく上で重要な役割を果たします。

また、勝連城跡周辺整備事業に関連した「勝連城跡周辺回遊観光計画」において、勝連城跡を訪れた観光客等を集落内へ回遊させ、地域への観光振興・消費拡大を図っていくためにも、回遊の核となる集落内道路の良い景観形成が求められます。

以上のことから、世界遺産の周辺にふさわしく、景観地区と一体となった良い景観形成を積極的に推進し、そのことによる観光振興・地域活性化を図っていく観点から、県道16号線と勝連半島南側道路の県道及び南風原集落内市道について、景観重要公共道路として位置づけます。

整備に関する方針

- ・歩行者の安全性と快適性を重視した空間や利用形態の確保に努めつつ、世界遺産の歴史的風格ならびに観光振興を図るにふさわしい素材、形態・意匠、色彩とすることとします。
- ・緑あふれる潤いの空間を創出するため、地域に馴染む街路樹や植栽帯等を整備し、住民との協働による適正な維持管理に努めます。
- ・道路沿道について、地域の特性等に応じ質の高い景観を形成する必要がある場合には、電線地中化を始めとする無電柱化を進めます。
- ・照明灯や案内サインその他工作物等については、素材や形態・意匠、設置位置に配慮し、勝連城跡への眺望を妨げないよう努めます。

道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

- ・工作物等の配置及びその形態意匠について、各区域の景観形成の基準や方針に適合させるよう配慮します。

(2)公園

①南風原ふれあいパーク、南風原公園(管理者:うるま市)

南風原ふれあいパークは、勝連城跡へのメインアクセス路である県道 16 号線から望むことができる等、地域の良い景観を形成する上で重要な役割を果たす都市公園であると同時に、スポーツや地域行事を行う憩いの場として、地域の人々に積極的に活用されています。

南風原公園は、南風原集落内に位置し、地域の人々の日常生活に身近な公園となっており、同時に、南風原景観地区内に位置していることから、地域の良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たします。

以上のことから、南風原ふれあいパーク及び南風原公園について、景観重要公共施設に位置づけます。

整備に関する方針

- ・多くの人々が集う憩いの場として、多様な交流活動の空間となる整備や適正な管理を行います。
- ・利用形態や素材・樹木の経年変化等を考慮し、長期間にわたり快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準

- ・工作物等の配置及びその形態意匠について、各区域の景観形成の基準や方針を妨げないように努めます。

(3)漁港

①南原漁港(管理者:うるま市)

南原漁港は、前面に中城湾、背面に勝連城跡を眺めることができる良好な眺望点となっています。

海岸側から見る勝連城跡の姿は、進貢船に似ていたとも伝えられており、東側からとは違った姿を眺めることができます。

また、南風原集落内と同様、「勝連城跡周辺回遊観光計画」において、勝連城跡を訪れた観光客等を海辺周辺へ回遊させ、地域への観光振興・消費拡大を図っていくためにも、海辺活用の核となる漁港の良好な景観形成は重要であります。

以上のことから、南原漁港について、景観重要公共施設に位置づけます。

整備に関する方針

- ・海辺周辺への人々の誘導を促進する整備を推進します。
- ・漁港の付帯施設としての建築物や工作物については、勝連城跡と海との相互の眺望を阻害しないよう配慮します。
- ・臨港道路については、漁港外の道路との連続性に配慮した規格・仕様となるように配慮します。

漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準

- ・工作物等の配置及びその形態意匠について、各区域の景観形成の基準や方針を妨げないよう努めます。

6. 景観重要公共施設の指定に関する運用フロー図

